

裾野市広告掲載基準

第1条 趣旨

この基準は、裾野市広告掲載要綱（平成 年告示第 号）の規定に基づく広告掲載を行う場合の掲載基準について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 個別の基準

この基準に定めるもののほか、広告媒体の種類に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

第3条 広告できない業種又は事業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、
風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）
による再生・更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 政治団体及び宗教団体
- (11) 占い及び運勢判断に関するもの
- (12) 興信所、探偵事務所等
- (13) 債権取立て、示談引き受け等をうたったもの
- (14) 法令等に基づく必要な許可等をうけることなく業を行うもの
- (15) 前各号に掲げる業種又は事業者以外で、過去又は掲載時に社会問題を起こしている
もので、市長が広告を掲載する事がふさわしくないと認めるもの

第4条 広告として掲載できない内容

- (1) 社会通念上適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
 - イ 法律等で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれの

あるもの

キ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内外の世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンスです」等

ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法令等で認められていない業種・商法・商品

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 掲載内容に関する責任の所在が明確でないもの

キ 広告の内容が明確でないもの

ク 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスを推奨、保証、指定等をしているかのようなもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例や広告内容に関する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長する表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反する表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・連起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第5条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページであって、要綱及びこの基準その他、市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを、閲覧者にあっせんし、又は紹介しているものの広告は掲載しない。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。